

## 仕様書 (神奈川県立産業技術短期大学校)

### 1 機器の条件

- (1) 飲料の自動販売機については、環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- また、食品の自動販売機については、設置場所が環境に配慮すべき地方公共団体の施設内であることに鑑み、極力環境負荷を低減した自動販売機を設置すること。
- ア 学生ホールに設置する飲料自動販売機（2台）は、缶及びペットボトルで最大販売可能品目が20種類以上のメーカー混合機であること。（紙コップ式は不可。）
- イ 学生ホールに設置する飲料自動販売機（1台）は、紙コップ式でコーヒー系飲料の販売機であること。
- ウ 学生ホールに設置する食品自動販売機（1台）は、冷凍自動販売機で最大販売可能品目10種類以上氷菓子とし、販売期限が切れると販売を止める「自動販売停止機能」があること。
- エ 学生ホールに設置する食品自動販売機（1台）は、温め機能付きの自動販売機で最大販売可能品目10種類以上のホットスナックとし、販売期限が切れると販売を止める「自動販売停止機能」があること。
- オ 体育館棟北側外に設置する飲料自動販売機（1台）は、缶及びペットボトルで最大販売可能品目が20種類以上のメーカー混合機であること。（紙コップ式は不可。）
- カ 本館棟エントランスホールに設置する飲料自動販売機（1台）は、缶及びペットボトルで最大販売可能品目が20種類以上のメーカー混合機であること。（紙コップ式は不可。）
- キ 西キャンパス2階に設置する飲料自動販売機（1台）は、缶及びペットボトルで最大販売可能品目が20種類以上のメーカー混合機であること。（紙コップ式は不可。）
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 千円紙幣が使用できること。
- (4) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
- (5) キャッシュレス決済に対応した自動販売機1台以上導入すること。
- ※ 「キャッシュレス決済」とは、交通系ICカード、二次元コード等での決済をいう。

### 2 販売条件

- (1) 飲料の自動販売機は6台とし、食品の自動販売機は2台とする。なお、酒類及びたばこは販売しないこと。それぞれの機器の条件については、1「機器の条件(1)ア～キ」に記載のとおりとする。
- (2) 販売する商品の品目については、財産管理者と協議すること。
- (3) 飲料用の6台については、標準販売価格（定価）より20円以上値引きするものとし、食品用の2台については、標準小売価格（定価）よりも安価に設定するものとし、価格設定については、事前に財産管理者と協議すること。

### 3 安全対策に係る条件

#### (1) 設置

自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自

動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。

(2) 食品衛生等

衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。

(3) 防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

#### 4 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。なお、販売品目に合わせて利用者が缶・ビン、ペットボトル（剥離後のラベルを含む）、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすること。
- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 自動販売機の設置及び撤去の日程は、当該施設の執務時間内に行うこととし、財産管理者と協議すること。
- (11) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。
- (12) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。
- (13) 当該県有施設の停電時の対応をすること。

#### 5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に隨時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

## 6 回収物のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフローを当該県有施設の財産管理者に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが変更となる場合は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること。（別添参照）

回収したペットボトル本体は、ペットボトル原料としてのリサイクルに努めること。

## 7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。

※ 県が施設内（屋内建物）に水道直結で常温の水が出る給水器を設置しています。

## 仕様書 (神奈川県立東部総合職業技術校)

### 1 機器の条件

- (1) 飲料の自動販売機については、環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- また、食品の自動販売機については、設置場所が環境に配慮すべき地方公共団体の施設内であることに鑑み、極力環境負荷を低減した自動販売機を設置すること。
- ア 校舎棟1階売店スペースに設置する飲料自動販売機(4台)は、缶及びペットボトルで最大販売可能品目が30種類以上のメーカー混合機であること。(紙コップ式は不可。)
- イ 校舎棟1階売店スペースに設置する食品自動販売機(2台、メーカー混合機)は、冷蔵自動販売機と弱冷蔵自動販売機とし、販売期限が切れると販売を止める「自動販売停止機能」があること。
- ウ 校舎棟1階売店スペースに設置するカップ麺自動販売機(1台)は、カップ麺用給湯器付きであること。
- エ 校舎棟2階に設置する飲料自動販売機(2台)は、缶及びペットボトルで最大販売可能品目が30種類以上のメーカー混合機であること。(紙コップ式は不可。)
- オ 校舎棟3階に設置する飲料自動販売機(2台)は、缶及びペットボトルで最大販売可能品目が30種類以上のメーカー混合機であること。(紙コップ式は不可。)
- カ 実習棟1階に設置する飲料自動販売機(2台)は、缶及びペットボトルで最大販売可能品目が30種類以上のメーカー混合機であること。(紙コップ式は不可。)
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 千円紙幣が使用できること。
- (4) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
- (5) キャッシュレス決済に対応した自動販売機を1台以上導入すること。

※ 「キャッシュレス決済」とは、交通系ICカード、二次元コード等での決済をいう。

### 2 販売条件

- (1) 10台については飲料を、2台については食品を、また、1台についてはカップ麺を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。それぞれの機器の条件については、1「機器の条件(1)ア～カ」に記載のとおりとする。
- (2) 販売する商品の品目については、財産管理者と協議すること。
- (3) 飲料用の10台については、標準販売価格(定価)より20円以上値引きするものとし、食品用の2台とカップ麺用の1台については、標準小売価格(定価)よりも安価に設定するものとし、価格設定については、事前に財産管理者と協議すること。

### 3 安全対策に係る条件

- (1) 設置
- 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格(JIS)の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。
- (2) 食品衛生等
- 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。ま

た、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。

(3) 防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

#### 4 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。なお、販売品目に合わせて利用者が缶・ビン、ペットボトル（剥離後のラベルを含む）、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすること。
- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 自動販売機の設置及び撤去の日程は、当該施設の執務時間内に行うこととし、財産管理者と協議すること。
- (11) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。
- (12) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。

#### 5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に隨時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

#### 6 回収物のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフローを当該県有施設の財産管理者に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが

変更となる場合は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること。（別添参考）  
回収したペットボトル本体は、ペットボトル原料としてのリサイクルに努めること。

## 7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。

※ 県が施設内（屋内建物）に水道直結で常温の水が出る給水器を設置する場合がある。

## 仕様書 (神奈川県立西部総合職業技術校)

### 1 機器の条件

- (1) 飲料の自動販売機については、環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。  
 また、食品の自動販売機については、設置場所が環境に配慮すべき地方公共団体の施設内であることに鑑み、極力環境負荷を低減した自動販売機を設置すること。
- ア 飲料の自動販売機については、缶及びペットボトルで最大販売可能品目が30種類以上のメーカー混合機であること。（紙コップ式は不可。）
- イ 食品自動販売機は、パン・軽食等（カップ麺は不可）を販売するもので、販売期限が切れると販売を止める「自動販売停止機能」があること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 千円紙幣が使用できること。
- (4) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
- (5) キャッシュレス決済に対応した自動販売機を3台以上導入すること。

※ 「キャッシュレス決済」とは、交通系ICカード、二次元コード等での決済をいう。

### 2 販売条件

- (1) 飲料の自動販売機は8台とし、食品の自動販売機は1台とする。なお、酒類及びたばこは販売しないこと。それぞれの機器の条件については、「1 機器の条件」に記載のとおりとする。
- (2) 機器設置場所は「入札物件一覧表」記載のとおりとする。
- (3) 販売する商品の品目については、別紙1「入札物件一覧表」を基に当該施設の財産管理者（以下「財産管理者」という。）と協議すること。
- (4) 飲料の自動販売機については、標準販売価格（定価）より20円以上値引きするものとし、食品の自動販売機については、標準小売価格（定価）よりも安価に設定するものとし、価格設定については、事前に財産管理者と協議すること。

### 3 安全対策に係る条件

- (1) 設置  
 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。
- (2) 食品衛生等  
 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。
- (3) 防犯  
 偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

#### 4 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。なお、販売品目に合わせて利用者が缶・ビン、ペットボトル（剥離後のラベルを含む）、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすること。
- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 自動販売機の設置及び撤去の日程は、当該施設の執務時間内に行うこととし、財産管理者と協議すること。
- (11) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。
- (12) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他人に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。

#### 5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に隨時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

#### 6 回収物のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフローを当該県有施設の財産管理者に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが変更となる場合は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること。（別添参照）  
回収したペットボトル本体は、ペットボトル原料としてのリサイクルに努めること。

#### 7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の

財産管理者の確認を受けなければならない。

- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。